

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆さまのご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の概要

11,000

- ① 令和2年4月1日から12月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けられない方

「支給要件確認書」の記載について～事業主の皆さまへご協力のお願い～

**労働基準法第26条の休業手当の支払義務の該当性について判断するものではありません
労働保険番号が必要**

休業支援金の支給申請をしたことのみを理由として、当該労働者の解雇や雇止め、労働条件の不利益変更などを行った場合、労働契約法に照らして無効等となる場合があります。

休業支援金の申請に関する職場のトラブルについて～労働者の皆様へ～

休業支援金に関するお問い合わせは

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

0120-221-276

8 30 20 00 /

8 30 17 15

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします。

原則として、労使で共同して作成した支給要件確認書により確認します

ショッピングセンター等

の施設全体が休館して休業となった場合など
事業主が労働者を休業させたことに当たります

日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて
これらの方についても、

休業支援金・給付金の対象となります

「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合であっても、以下のケースについては、休業支援金の対象となる休業として取り扱います

労働条件通知書に「週〇日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ているといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース

休業開始月前の給与明細等により、6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

留意事項

既に不支給の決定通知を受けている方へ

